

エリザベト音楽大学 公的研究費に関する間接経費取扱規程

（目的）

- 第1条 本規程は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成13年4月20日、平成21年3月27日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申合せ）」（以下「共通指針」という）に基づき、エリザベト音楽大学（以下「本学」という）における公的研究費の間接経費の取扱について定めることを目的とする。

（定義）

- 第2条 間接経費とは、直接経費に対し一定比率で手当され、公的研究費の研究の実施に伴う管理等に必要な経費として、本学が使用する経費をいう。
- 2 この規程の用語の定義は、「エリザベト音楽大学 公的研究費の管理・監査に関する規程」に準ずるものとする。

（間接経費の譲渡）

- 第3条 研究者は、公的研究費を交付された場合、直ちに間接経費を本学に譲渡する旨申し出なければならない、本学はこれを受け入れる。

（間接経費の使途）

- 第4条 間接経費は、公的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当するものとし、具体的な使途は共通指針の別表1の通りとする。
- 2 間接経費は、直接経費で執行すべき経費に使用することはできない。

（間接経費の管理）

- 第5条 間接経費の管理は、経理責任者が行う。
- 2 経理責任者は、間接経費の執行に係る収支簿を作成し、間接経費を適正に管理しなければならない。

（報告）

- 第6条 経理責任者は必要に応じ、間接経費の執行状況について、最高責任者に報告するものとする。

（改廃）

- 第7条 本規程の改廃は、協議会において行う。

附則

この規程は2015年3月5日に制定し、同日より施行する。